次

目

ページ

 $\equiv$ 

路

名 類

石巻河北線

道路の種 線

道路の区域

変

更

0

区

間

前変 更の

敷 (メーク

0)

員

敷

(メート 数地の

トル)長

備

考

・トル)

前 A

六 ·

九

四四六・七

上記A、B、

告

示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

公 告 ○道路の供用開始

<u>(二件)</u>

○道路の区域変更

(道

路

課

同

(障害福祉課)

○開発行為に関する工事の完了

(三件)

(建築宅地課)

同市東福田字寺待井無番地先まで 石巻市東福田字関口二三番一地先から

後 C

 $\ddot{-}$ 

0

三九・〇

В

八

五.

七三・〇

地の区分をい

に表示する敷

う。

Α

六

九

四四六・七

は、C、

関係図面 D 及 び E

Е

<u>-</u>

0

五二・五

D

Ŧī.

七〇・八

示

告

○宮城県告示第九百八十一号

宮

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)

条第一号の規定により告示する

平成二十九年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

四四 事 01110三七 業 所 番 号 大 であっさぽーと お労支援カレッジ 所在地事業所の名称及び ービスの種類指定障害福祉サ 就労移行支援 やぎ 用地域 と は協 と と と み N 設置者名 十平 一成二· 指定年月日 日九

○宮城県告示第九百八十二号

(1)

行 県

変更したので告示する。

平成二十九年十一月六日

から三十日間宮城県庁

(土木部道路課)

及び宮城県東部

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号)

第十八条第一

項の規定に基づき、

次のように道路の区域を

発 城

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 土木事務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、

平成二十九年十一月六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第九百八十三号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 次のように道路の供用を

土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十九年十一月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部

平成二十九年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道 路 類の 道 路 石巻河北線 線 名 同市東福田字寺待井無番地先まで石巻市東福田字関口二三番一地先から 供 用 開 始 0 区 間 平成 用開始年月日 十一月六日二十九年

県

○宮城県告示第九百八十四号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙

沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

一般国道	種道路 類の
三九八号	路線名
同郡同町戸倉字長清水三〇番一地先まで本吉郡南三陸町戸倉字小細谷二番一地先から	供用開始の区間
平成二十九年	供用開始年月日

## 告

公

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

平成二十九年十一月六日

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

宮城県知事 村 嘉 浩

名取市飯野坂字小揚場四十一番一

シャルコーポW百一号 名取市植松一丁目四番三十三-二号 エッセン

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)

地域の名称

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

富樫

名取市植松一丁目四番三十三-二号 エッセン

富樫

シャルコーポW百一号

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

平成二十九年十一月六日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる一

村 井 浩

宮城県知事

多賀城市東田中一丁目百七十八番二の一部、

百

株式会社ユニホー

地域の名称

七番一の一部 八十二番二の一部、 百八十六番一の一部、 百八十

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 愛知県名古屋市名東区一社三丁目七番地

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年十一月六日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

東松島市赤井字中沼前九十八番八 宮城県知事 村 井 嘉

浩

牡鹿郡女川町女川浜字大原百十九番地二

隆昭